（単位：千円）

平成37年度（第17年度）			平成38年度（第18年度）			平成39年度（第19年度）			平成40年度（第20年度）			平成41年度（第21年度）		
歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)　一般会計等の実質収支：変更前に同じ
2　連結実質収支：変更前に同じ
3　実質公債費比率：変更前に同じ
4　将来負担比率：変更前に同じ
第6　再生振替特例債の各年度ごとの償還額：変更前に同じ
第7　各年度ごとの健全化判断比率の見通し：変更前に同じ
第8　その他財政の再生に必要な事項：変更前に同じ
二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○財務省告示第三百十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年九月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百三十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。